

評議員及び役員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人徳泉会の評議員及び役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(評議員会及び理事会の出席)

第3条 評議員が評議員会に出席したとき及び役員が理事会に出席したときは、「別表 1」により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合は、その実費とすることが出来る。

(評議員及び理事の報酬)

第4条 評議員に対する報酬等は、定款第8条に定める総額の範囲とする。

2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、「別表 2」により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 役員に対して、各年度の総額が 10,000,000 円を超えない範囲で報酬等として支給することができる。

なお、理事長及び業務執行理事（施設長）に対する報酬額の変更については、役員報酬等総額の範囲内で理事会に諮って決定する。

4 役員が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、「別表 2」により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、「別表 2」により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

6 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 評議員及び役員が法人業務のために出張する場合は、「別表 3」により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給する。

4 旅費は、実情を考慮して増額することができる。

5 旅費等は、原則として出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する者は、この規程を適用しない。

(改正手続き)

第8条 本規程を改定する必要がある場合は、評議員会の議決を経て行う。

(付則)

- 1 この規程は平成18年9月28日より適用する。
- 2 平成19年5月28日一部改正
- 3 平成20年2月10日一部改正
- 4 平成26年4月1日一部改訂
- 5 平成29年4月1日改定・施行
- 6 令和元年6月27日改定・施行

別表 1

| 項 目 | 報 酬 | 実 費 弁 償 費 |
|--------|---------|-----------|
| 評議員会出席 | 10,000円 | 10,000円 |
| 理事会出席 | 10,000円 | 10,000円 |

別表 2

| 項 目 | 報 酬 | 実 費 弁 償 費 |
|--------------|---------|-----------|
| 評議員及び理事業務報酬等 | 10,000円 | 10,000円 |
| 監事監査報酬等 | 10,000円 | 10,000円 |

別表 3

| 旅 費 | 宿 泊 費 | 報 酬 (1日) | そ の 他 |
|-----|---------|----------|-------|
| 実 費 | 10,000円 | 10,000円 | 実費 |

以上